

2025年2月27日
松田 けい子(山科区)

山科区選出の松田けい子でございます。湯浅光彦議員、かわしま優子議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し質疑いたします。公明党は、庶民の中に分け入って多様な声を聴きます。それは、一人の声の中に全体に共通する課題が埋もれていることがあるからです。私は公明党の一員として引き続き、小さな声を大切にどこまでも現場主義を貫いてまいります。それでは質問に移ります。

【子育て世帯への訪問支援の充実について】

はじめに、産後ドゥーラによる子育て世帯への訪問支援について伺います。「ドゥーラ」とは、ギリシャ語で「他の女性に寄り添い、支援する経験豊かな女性」を指します。産前産後の女性を“丸ごと”サポートしようと、2012年一般社団法人「ドゥーラ協会」が民間資格として立ち上げ、約80時間の研修を経て認定しているのが産後ドゥーラです。

出産直後の母親は、分娩による疲労、体力の消耗が計り知れず、ホルモンバランスは大きく崩れ、産後うつリスクを抱えています。その大きなダメージを抱えながら家に帰ると、押し寄せる怒涛の家事育児に心身ともに押しつぶされそうになりながら孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくありません。

産後ドゥーラは、こうした子育て世帯を訪問し、食事作りや掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など幅広いサポートを提供します。家事だけなら「家事支援ヘルパー」、育児だけなら「ベビーシッター」が対応しますが、その両方を提供しながら、赤ちゃんの母親の“心”を感じ取り、寄り添って力づけることも大切な仕事で、それが子育てにおいて重要な愛着の形成を後押しするとともに、児童虐待や産後うつ等の発生を未然に防ぎ、子育ての環境を整えていくことに繋がっています。

実際、私も助けてもらえる人がなく、4人の子どもをワンオペで育ててきた経験から、ありのままを受け止め、母親と子どもや家族に合わせたサポートをする産後ドゥーラの役割は重要だと考えます。

本市の育児支援ヘルパー派遣事業や第三子以降及び多胎の出産をサポートする「産前産後ヘルパー派遣事業」で、現在4名の産後ドゥーラが支援に入っており、国の子育て家庭訪問支援ガイドラインに示す、家事・育児支援と同時に行う、

不安や悩みの傾聴・相談や、支援施策の情報提供、対象者の把握などの役割を担っています。現在、両事業の対象者は市が「特に必要と認めた」場合となっておりますが、実際の子育て家庭の支援ニーズはより幅広いものと考えます。そうしたニーズを満たすサービス量の拡充と質の担保を図るため、何よりも重要なことは、そうした人材の養成・確保です。

実際に、ある産後ドゥーラの方からは、人手が足りていないことから、本市からの依頼に今後十分に対応できなくなるのではないかと、という懸念とともに、どうかしてサポートしていきたいというジレンマを抱えている、との率直なご意見をお伺いしました。支援員となる要件は、「国が規定した内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を終了したもの」であることから、東京都をはじめとする一部自治体では、当該事業に従事する支援員を養成するため、産後ドゥーラ養成講座の受講料を助成する制度を設けるなどして取り組んでいます。

そこでお伺いします。より多くの家庭が安心して子育てできるよう、現在取り組んでいる訪問による子育て支援サービスのサービス量を拡充するとともに、訪問支援する担い手の養成及びその確保に向けても、他自治体の事例も参考に積極的に取り組むべきと考えますがご見解を伺います。

【市営住宅を活用した単身世帯の住居確保について】

次に、単身世帯の増加に伴う住居確保について伺います。国立社会保障・人口問題研究所の2024年「日本の世帯数の将来推計」では、日本における単身世帯の割合は、本年4割に達し、その後も増加して半数に近づくと見込まれています。2050年には65歳以上の男性独居率は26.1%、女性は29.3%と、単身世帯化が大きく進み、高齢単身世帯に占める未婚率も男性59.7%、女性30.2%となり、近親者のいない高齢単身世帯が急増します。

こうした将来推計の中、それに見合った住宅供給では、本市の住宅マスタープランに示されているように、市営住宅の入居者公募において、単身世帯向けの応募倍率は比較的高いものの、市営住宅全体の応募件数、新規入居世帯数は減少し続けている状況です。実際、私がお受けする相談でも、高齢単身世帯向けの住まい確保に苦慮する相談が多く寄せられています。

本市においては、市営・府営住宅、すこやか賃貸住宅をはじめとする民間賃貸住宅やUR・公社賃貸住宅など、様々な住宅を活用し、住まいの支援を実施していますが、更なる取組みの強化は喫緊の課題です。

そのうえで、こうした課題を踏まえ、今後取組みをより強化しなければならないと考えるのが、高齢世代の少し下に位置する中高年世代の単身者に対応した施策です。

就職氷河期世代を中心に、若い時から非正規雇用で住まいが不安定にもかかわらず、支援を受けられないまま中高年に至っているケースが多く、市営住宅についてもいまだに入居のハードルが高く、この世代が住宅政策の支援対象から外れている現状は否めません。京都市における30歳以上59歳以下の単身世帯数は、2025年1月1日現在で、142,315世帯、2015年の同調査と比べ25,501世帯増加しており、今後の増加傾向も踏まえると、こうした単身世帯の生活や自立を住まいの面から支える支援が必要となってくると考えます。

例えば、川崎市では本年度から市営住宅の募集制度を一部変更し、60歳未満の単身世帯を対象に、入居期間5年で、1回に限り5年延長可能として、年20戸程度を募集しています。また、東京都では、不安定な就労状況等にある、低所得の若年・中年単身者に対し、安定的な就労につながるよう、就労準備・家計改善等の支援とともに、条件付きで都営住宅の提供を行い、就労自立モデルの構築を図る事業を新たに実施するなど、中高年世代への公的な住まいの確保支援が徐々に広がりつつあります。

あわせて、こうした支援を拡充すべきと考えるのが、「ケアリーバー」です。「ケアリーバー」とは、児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のことをいいますが、その多くは1人暮らしとなり、身近に頼れる人がいないために経済的困窮に陥るなどの問題を抱えやすい状況です。

愛知県では、県営住宅にケアリーバーが単身で入居できる特別枠を設け、住宅を提供しています。支援団体からは、「民間の賃貸住宅は家賃が高いことから、安い県営住宅で生活を整えながら収入を安定させれば、若者が生きる力を養い、社会の一員として活躍できる」と同制度を評価しています。

そこでお伺いします。単身世帯が中心となる社会の到来を見据え、セーフティネットを含めたサポート体制の強化が求められている中、本市においても市営住宅の空き住戸を目的外使用として利活用し、就職氷河期世代など、低所得の60歳未満単身者及びケアリーバーに対する住まいの確保に係る支援を行うべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

【インクルーシブ教育の推進について】

次に、インクルーシブ教育の推進について伺います。インクルーシブ教育とは、障がいのある子供やない子供が共に学び、多様な在り方を認め合う社会を目指す教育です。

2022年9月、国連の機関である障害者権利委員会が、日本への勧告の中でインクルーシブな教育のさらなる推進を求めたことから、国、そして地方公共団体は、関連施策等の一層の充実を図っていかねばならないものと認識しています。そして、その取組の柱として、障がいのある児童生徒とない児童生徒が共に学び活動する「交流及び共同学習」があります。

これは、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、学校行事や教科学習において共に活動することを通じて互いに社会性や豊かな人間性を育み、地域との繋がりを持てる最も重要かつ身近な取組で、障害者基本法や文部科学省が定める小中学校等の学習指導要領においても、その推進を積極的に行うよう明記されています。

しかしながら、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校と行う「交流及び共同学習」については、学校種、場所の違いや、自治体によっては設置者が異なることなどから、連携・実施に難しさがあると言われている中、私がこれまで保護者などからお聴きした、埋もれがちな声や見えにくい課題、切実なご意見を踏まえ、本市における総合支援学校と小中学校との「交流及び共同学習」について質問します。

この取組には、総合支援学校の児童生徒が地域の小中学校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」と、学級便りやビデオレターの交換等を中心とした「間接的な交流」があります。しかし直接交流では、カリキュラムが既に決まっている中で、交流学习を設定するために担任同士での調整が難しいこと、交流学习を希望しても付き添う保護者が仕事で参加できないケース、年数回の交流では関係を築くのが難しく毎回お客さん状態になってしまう等の課題があります。

このため、オンラインでの交流等、デジタル機器を活用することで、学校を訪問する負担を軽減し、日常的な関わりを充実させることが期待でき、初めての環境に不安を感じる児童・生徒にとって、直接的な交流実施に向けた準備段階として有効で、交流を長く無理なく継続させていくことに繋がると考えます。

加えて、総合的な学習の時間を「交流及び共同学習」として活用することも有効ではないでしょうか。総合学習は柔軟なカリキュラムで、学校ごとにテーマを設定しやすく、福祉・共生・多様性の学びと関連付けることができ、さらに長期的なプロジェクト型学習が可能のため、関係性を築きやすく、個別対応への業務負担が軽減され、現状の体制の改善に繋がると考えます。

また、他の自治体では、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校に副次的な籍を置く「副籍制度」を導入し、特別支援学校の児童生徒が組織的に居住地域との繋がりを維持・継続することで、交流及び共同学習の充実を図っています。

私も、この制度を実施している横浜市を視察しましたが、共に学ぶ機会が増え、多様性を尊重する意識を育みながら、地域社会と繋がりを築いていることを認識するとともに、「インクルーシブ教育といっても、一つの理想の形やゴールが決まっているものではなく、「どうしたら共に学び、共に生きていけるか」との問いを絶えず繰り返しながら進む、その現在進行形の過程の中に、真のインクルーシブも存在するのではないか」との識者の言葉を、改めて胸に刻む機会となりました。

そこでお伺いします。一例として「副籍制度」を挙げましたが、居住地域の小中学校との交流及び共同学習を希望する総合支援学校の児童生徒のため、他都市の先進的な取り組みを研究するとともに、ICTを活用した交流や、総合的な学習の時間を活用するなどの工夫や、組織的、継続的に取り組む仕組みを構築することなどによって、交流及び共同学習の実施率の拡大や内容の充実に繋げるべきと考えますが、ご見解を伺います。

【地域公共交通の充実について】

最後に、ミータスの推進と持続可能な公共交通について伺います。まず、ミータス山科醍醐プロジェクトの推進に関し、私はこれまでの代表質問等で山科区内におけるインクルーシブ遊具の整備をはじめとする周辺環境の整備を重ねて求めてきたところ、来年度当初予算案「こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト」において、東野公園の環境整備が図られることとなり、これを高く評価するものであります。

さて、昨夏、公明党山科支部では、ミータスを後押しするため、区民の皆さまのご意見やご要望を聴くべく、アンケート調査活動を行いました。その結果、2,324名

から回答を戴き、231 件の記入回答にご意見を記してくださいました。この調査を通じて、これまで様々な活動の中で個別にお聞きしてきた山科区に対する評価や要望などについて、定量的に把握出来たことは大きな成果となりました。

アンケート調査では、「山科で自慢できること、誇りに思うことは？」との問いに、「交通の便が良い」が約 6 割と最も多くある一方、「山科をもっと魅力的で住みたくなるまちにするためには？」との問いでも、「交通アクセスを充実する」が約 6 割と最多で、個別意見においても交通問題への改善要望が最も多く寄せられるなど、ミータス推進における最重要課題の1つは、地域公共交通の充実にあることを改めて認識させられました。

国においては、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム体制のもと、困りごとを抱える自治体や交通事業者と、ソリューションを持つパートナー企業間の出会いからプロジェクトまで、段階的・総合的に後押しし、全国各地での一斉解消を目指し、先導的実証事業を展開しています。

こうした動きに連動し他都市においては、乗合タクシー、日本版ライドシェア、デマンド型交通の導入や自動運転技術の活用など、地域にあった移動の仕組みづくりを模索する実証事業を行っています。例えば、静岡県湖西市では、市内企業の協力のもと企業が運行するシャトルバスに市民が乗る新たな移動手段の仕組みを社会実装に向けた実証実験として実施しています。

また、埼玉県狭山市では、病院が運行する送迎バスの空席を活用して市内の交通空白地域と最寄りの公共交通結節点との移動支援を行い、高齢者が気軽に買い物や通院等で外出できる交通手段を確保、さらに埼玉県飯能市では、介護保健施設が運行する送迎車両を施設利用者だけでなく地域住民も利用可能とすることで、路線バスの空白時間帯における住民のおでかけの足を確保するなど、地域公共交通事業において地域事業者が大きな役割を担っている事例もあります。

加えて、生活圏が共通する自治体同士で、財政負担を按分するなど、住民の移動ニーズを広範囲にカバーしている自治体もあります。私は、昨年3月と9月の市長総括質疑において、地域公共交通の充実について質疑を行ったところ、いずれも「地域主体で取組む地域公共交通を継続できるよう後押しをしていく」という答弁でありました。

そこでお伺いします。山科区の周辺部をはじめとする交通不便地での移動の足を確保するためには、地域や事業者、行政が一体となってその地域の実情にあった交通手段を検討する必要があります。その出発点として課題解決に向けた地域の主体的な取組がスタートできるよう、先進的な他都市の事例を分かりやすく紹介するなど、本市によるさらなる後押しが必要と考えますが、ご所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。